

◎大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることができる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>三〇十（略）</p> <p>十一 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有す</p>	<p>（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇九（略）</p> <p>十 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有する</p>

ると認められたもの

イ (略)

ロ 審査の内容が、学校教育法第八十三条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ・ニ (略)

と認められたもの

イ (略)

ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ・ニ (略)

◎短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることができる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>三〇十（略）</p> <p>十一 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトリーク又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにお</p>	<p>（同上）</p> <p>一（略） （新設）</p> <p>二〇九（略）</p> <p>十 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトリーク又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにお</p>

ける成果に係る学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

イ (略)

ロ 審査の内容が、学校教育法第百八条第一項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ・ニ (略)

る成果に係る学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

イ (略)

ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百八条第一項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ・ニ (略)

◎学位規則第六條第一項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学力がある者を定める件（平成三年文部省告示第七十二号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>学位規則第六條第一項第五号の規定により、同項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学力がある者を定める件（平成三年文部省告示第七十二号）</p> <p>学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六條第一項第五号の規定により、同項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学力がある者として次のように定め、平成三年七月一日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>学位規則第六條第一項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学力がある者を定める件（平成三年文部省告示第七十二号）</p> <p>学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六條第一項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学力がある者として次のように定め、平成三年七月一日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p>

◎高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八十五号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第二十条第一項の規定により、高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等専門学校において、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>	<p>（同上）</p> <p>一・二（略） （新設）</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等専門学校において、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>

イ (略)

ロ 審査の内容が、学校教育法第一百五十五条に規定する高等専門学校  
の目的に照らし適切なものであること。

ハ・ニ (略)

イ (略)

ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百  
十五條に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであるこ  
と。

ハ・ニ (略)